

かると

市・道民税の課税制度が改正されました

地方税法の改正により、平成17年度市・道民税の課税制度が次のとおり改正されました。

●生計同一の妻に対する均等割の非課税措置が廃止されます。ただし、平成17年度の市・道民税の均等割については2分の1に軽減され、年額2千円となります。

●配偶者控除33万円を受けている方に配偶者特別控除が所得額に応じて33万円から3万円の範囲で段階的に加算されていましたが、この加算部分の配偶者特別控除が廃止されました。

問い合わせ 税務G
(☎851155)

軽自動車税の減免の対象を拡大します

身体などに障害のある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合、申請により軽自動車税の免除を受けることができます。

今年度から、該当する対象者や範囲を拡大しましたので該当される方は申請してください。詳しくは5月10日(火)発送の軽自

動車税納税通知書に同封のお知らせをご覧ください。

なお、減免申請は毎年必要です。問い合わせ 税務G
(☎851155)

『平成18年歌会始』の詠進要領を配布します

平成18年歌会始のお題は、『笑み』と定められました。詠進歌は、自作の短歌を毛筆で自書の上、宮内庁へ郵送してください(一人一首)。

なお、総務グループ(市役所2階)で詠進要領を配布しますので、ご希望の方はお問い合わせください。

詠進期限 9月30日(金)
あて先 宮内庁(〒100-8111)
1) 問い合わせ 総務G
(☎851130)

食生活改善推進員を募集します

食生活改善推進員は、地域の皆さんが健康で良好な食生活をしていただくための活動を行っています。

対象 市内に居住する女性
お問い合わせ 登別市食生活改善指導員安達さん
(☎857845)

『申し込み』中の『G』は『グループ』の略です
『問い合わせ』

健康相談・診査

申し込み
問い合わせ

健康推進グループ
(しんた21 ☎0100)



8カ月児健康相談

クラス	対象	受付時間
ひよこ	平成16年10月生まれで第2子目以降のお子さん	10:15 10:30
もぐもぐ	平成16年10月生まれで第1子目のお子さん	12:45 13:00

月日 6月29日(水)(時間は、対象となる家庭に通知します)

場所 しんた21

内容 身体計測、栄養相談、育児相談、遊びの紹介
持ち物 母子健康手帳、バスタオル、替えオムツ

乳幼児健康相談

月日 6月29日(水)

受付時間 10時~10時15分

場所 しんた21

対象 育児相談を希望する方
内容 発育・発達・育児などの相談、栄養相談
申し込み 事前に電話でお申し込みください

4カ月児健康診査

月日 6月23日(木)(時間は、対象となる家庭に通知します)
場所 しんた21

対象 平成17年1月16日~平成17年2月15日生まれのお子さん
内容 診察、身体計測、栄養相談、育児相談
持ち物 母子健康手帳、バスタオル、替えオムツ

1歳6カ月児健康診査

月日 6月8日(水)(時間は、対象となる家庭に通知します)
場所 しんた21

対象 平成15年11月生まれのお子さん
内容 診察、歯科検診、身体計測、栄養相談、歯科相談、育児相談、フツ素塗布の予約

持ち物 母子健康手帳、お子さんの歯ブラシ

3歳児健康診査

月日 6月2日(木)(時間は、対象となる家庭に通知します)
場所 しんた21

対象 平成14年5月生まれのお子さん
内容 診察、歯科検診、尿検査、身体計測、栄養相談、歯科相談、育児相談
持ち物 母子健康手帳